

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 土居 昌弘

## 1 日 時

令和2年11月5日（木） 午前11時00分から  
午前11時14分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

土居昌弘、森誠一、志村学、清田哲也、阿部長夫、衛藤博昭、鴛海豊、三浦正臣、  
嶋幸一、御手洗吉生、阿部英仁、浦野英樹、木田昇、藤田正道、馬場林、尾島保彦、  
玉田輝義、平岩純子、河野成司、猿渡久子、末宗秀雄

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者兼会計管理局长 森山成夫、総務部長 和田雅晴、  
企画振興部長 高屋博、福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典、  
商工観光労働部長 高濱航、農林水産部長 大友進一、土木建築部長 湯地三子弘、  
教育長 工藤利明、警察本部長 竹迫宜哉、議会事務局长 浦辺裕二、  
人事委員会事務局长 藤原隆司、労働委員会事務局长 森優子、  
監査委員事務局长 牧敏弘、企業局长 工藤正俊、病院局长 田代英哉 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第96号議案、第100号議案から第103号議案まで、第105号議案から第107号議案まで及び第110号議案については、全会一致をもって、第99号議案、第104号議案、第108号議案及び第109号議案については、賛成多数をもって認定すべきものと、第97号議案については、全会一致をもって、第98号議案については、賛成多数をもって、可決及び認定すべきものと決定した。
- (2) 委員会審査報告書について、賛成多数をもって原案のとおり決定し、委員長から出席した部局長に対し、審査報告書の概要について説明を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 白岩賢一

議事課委員会班 課長補佐（総括） 富高德己

# 決算特別委員会次第

日時：令和2年11月5日（木） 11：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業会計、一般会計及び特別会計決算の認定等について

3 委員会審査報告書について

4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**土居委員長** ただいまから、本日の委員会を開きます。

本日は、第3回定例会で付託を受けた各会計の決算認定等について、これまでの審査結果を踏まえ、採決します。

また、本日は、全部局長に出席いただきますので、審査報告書のまとめを行うとともに、その内容について、概要をお伝えしたいと思います。

それでは、第3回定例会で付託を受けた第96号議案から第110号議案までの各決算議案について採決します。

まず、第96号議案、第100号議案から第103号議案まで、第105号議案から第107号議案まで及び第110号議案について採決します。

各決算は、これを認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 御異議なしと認めます。

よって、各決算は認定すべきものと決定しました。

次に、第97号議案について採決します。

本案はこれを可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれを可決及び認定すべきものと決定しました。

次に、第98号議案について、起立により採決します。

本案はこれを可決及び認定すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**土居委員長** 起立多数であります。

よって、本案はこれを可決及び認定すべきものと決定しました。

次に、第99号議案について、起立により採

決します。

本案はこれを認定すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**土居委員長** 起立多数であります。

よって、本案はこれを認定すべきものと決定しました。

次に、第104号議案、第108号議案及び第109号議案について、起立により採決します。

本案はこれを認定すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**土居委員長** 起立多数であります。

よって、本案はこれを認定すべきものと決定しました。

次に、委員会審査報告書についてですが、お手元に審査報告書の案をお配りしています。

この案は、10月29日に開催した委員会において御検討いただき、修正したものです。

委員会審査報告書については、この案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**土居委員長** 御異議があるので、起立により採決します。

本審査報告書は、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**土居委員長** 起立多数であります。

よって、本案はこれを可決すべきものと決定しました。

それでは、委員会審査報告書はこの案のとおり決定します。

なお、第4回定例会本会議における委員長報告については、委員長に御一任いただきと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、そのようにします。

執行部の皆さんには、本委員会の審査に御協力いただき、ありがとうございます。

各決算等の審査の結果、特に改善、あるいは、今後検討等を求める事項について、取りまとめたので、いくつかの項目について申し述べたいと思います。

お手元の審査報告書の4ページを御覧ください。

2の審査結果ですが、令和元年度予算に計上された各般の事務事業は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収めているものと認められます。

今後、特に改善あるいは検討を求める事項については、まず、(1)の財政運営の健全化についてです。

本県では、「行財政改革アクションプラン」に基づき、行財政改革に取り組んだ結果、財政調整用基金残高は、目標額を26億円上回る350億円余となるなど、財政の健全化に一定の成果を上げています。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や新型コロナウイルス感染症への対策などにより財政環境が厳しくなる中、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の確実な実施に向けて、さらなる効率的・効果的な行財政運営が求められます。

また、災害などの不測の事態に対応できるよう、一層の行財政基盤の強化に努める必要があります。引き続き、歳入の確保、歳出の削減に努め、健全な財政運営に尽力していただきたいと思います。

次に、(2)の収入未済の解消についてです。

各機関で取組の強化が図られた結果、県税などの収入未済額が減少し、一般会計及び特別会計の収入未済合計額は、10年続けて前年度を下回っているものの、依然として多額に上ることから、今後も引き続き、収入未済額の縮減と新たな未収金の発生防止に努めていただきたいと思います。

次に、(3)個別事項についてですが、次の10項目をあげています。

①県庁におけるデジタル化の推進について、②ふるさと大分UIJターン推進事業について、③保健所及び県立病院の体制強化等について、④防災意識向上疑似体験啓発事業について、⑤離島等サテライトオフィス整備推進事業について、⑥女性が働きやすい職場環境への支援について、⑦フラッグショップ活用推進事業について、⑧「ベリーツ」、「うまみだけ」の生産・消費拡大について、⑨河川緊急情報基盤の整備について、⑩特別支援学校就労支援事業についてです。

いくつかの事項について、申し述べたいと思います。

6ページの③保健所及び県立病院の体制強化等についてですが、今後の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行などに備えるため、保健所においては体制強化等、県立病院においては医療従事者の人員確保等による負担軽減等、それぞれの機関が機能を最大限に発揮できるよう努めていただきたいと思います。

次に、7ページの⑤離島等サテライトオフィス整備推進事業についてですが、コロナ禍におけるワーケーションやテレワークなどの企業ニーズに的確に対応し、効果的な財源を活用しながら、引き続き戦略的な企業誘致を推進するよう努めていただきたいと思います。

このほかの項目についても、来年度予算に反映させるなど、適切な対応をお願いします。

また、部局別審査において委員から出されたその他の意見・要望についても、今後の施策に積極的に反映されることを期待し、審査報告書の概要の説明を終わります。

以上で、本委員会に付託された決算等の議案の審査は全て終わりました。

委員の皆さんには、長期間にわたり御審査いただき、ありがとうございました。

これをもって、本日の委員会を閉会します。